

令和7年度介護分野技能実習生等日本語研修事業業務仕様書

1 目 的

介護職種の技能実習生及び介護分野における特定技能により就労する外国人（以下、技能実習生等という。）の介護現場への円滑な就労・定着を支援する。

2 業務内容

技能実習生等に対し、介護技能と日本語能力の更なる向上を目指すための研修を実施する。

(1) 研修実施

ア 実施時期

令和7年12月～令和8年3月の間

イ 対 象 者

群馬県内の介護サービス施設・事業所で就労している技能実習生等

（参考）群馬県内における技能実習生等の国籍（令和6年6月末現在）

インドネシア、ベトナム、中国、フィリピン、ネパール、ミャンマー、キルギス、
モンゴル、カンボジア、スリランカ、タイ、バングラデシュ、インド、ロシア

ウ 実施内容

① 期 間

上記ア 実施時期の間で3ヶ月以上とすること。

② 研修形態

集合研修、オンライン研修及び通信添削で構成する。

オンライン研修については、例えば以下のような実施方法が考えられるが、いずれの方法において実施しても差し支えない。

- ・Zoom等を活用してライブ形式で受講する方法
- ・あらかじめ収録した動画を配信し、受講者それぞれが視聴して受講する方法

③ 集合研修の会場

前橋、高崎、太田及び桐生の各市内1会場ずつ合計4会場とする。ただし、各会場の集合研修は、いずれも別日とすること。

④ 定 員

4会場合計で100名程度とすること。

⑤ 受 講 料

無料とすること。

⑥ 時間数等

形態	回数・時間数等	
集合研修	1回開催、6時間以上	—
オンライン研修	視聴時間の合計が18時間以上	通信添削の学習時間を含めて、合計36時間以上
通信添削	受講者が解答に要する標準的な時間の合計が18時間程度	

⑦ 内 容

(A) 集合研修及びオンライン研修

介護の日本語、介護技能及び文化の理解を含む内容とすること。

介護技能は「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「移動、食事、衣服の着脱、

排泄及び入浴の介護」及び「認知症の理解」から必要と思われる内容を実施すること。

また、講義（座学）のみならず、演習を取り入れて行うこと。

文化の理解は、群馬県の自然・歴史・産業・生活文化等に関する学びを通して、群馬県への愛着が深まる内容とすること。

(B) 通信添削

介護の日本語についての内容とすること。介護現場や生活で使用する漢字、言葉、文章の読み書き、介護現場で使用する介護記録等の読み書きを盛り込むこと。

エ 留意事項

① 研修講師

研修講師は、外国人介護職員を対象とした介護の講義等の経験を有する者など、研修を適切に実施することができる者を選定すること。また、通訳や日本語指導の専門家を配置するなど、研修参加者が効果的に学習できる体制を組むこと。

② レベルチェック

研修参加者によって、介護技能及び日本語能力に差があると考えられるため、研修を実施する前に、研修参加者数や個々の能力等を把握し、必要に応じてグループに分けて集合研修を行うなど、効果的な研修体制を組むよう努めること。

③ 研修成果等の確認

研修の実施にあたっては、その研修成果を把握することが重要であることから、研修のねらい、到達目標、習得する技能等をあらかじめ明確にしておくこと。また、研修の開始時と終了時にテスト等を実施し、受講者の研修成果を把握すること。なお、研修開始時のテストはレベルチェックと同一のものとして差し支えない。

④ 研修の受講状況の把握等

オンライン研修（収録した動画の配信の場合）受講後に、アンケートを実施するなど受講状況を把握できるようにすること。

オンライン研修の受講や通信添削のレポート提出の催促等、修了率向上のため適切に実施すること。

⑤ オンライン研修

研修が円滑に実施できるよう、マニュアルを整備しておくこと。

集合研修と同等の研修内容の質を確保した上で実施すること。

オンライン研修の実施に必要な撮影場所や機材等は受託者側で手配し、配信等すること。

⑥ 受講者へのサポート

受講者が円滑に学習できるよう、必要な支援等を行うこと。

(2) 広報活動

受講者の募集チラシの作成等、広報活動を行うこと。

(3) 申込・問い合わせに係る受付対応等

担当者を配置し、申込受付及び問い合わせに対応すること。

また、受講者を決定し、決定通知及び研修案内を送付すること。

(4) その他付随業務

ア 教 材

使用する教材等を準備すること。研修教材の選定に当たっては、効果的な学習ができるように配慮すること。

イ 保険の加入

集合研修実施時は研修参加者を保険に加入させること。

ウ 経費の支払

研修講師への謝金、会場及び設備の使用料の支払いを行うこと。

エ アンケート

研修参加者へのアンケートの作成、印刷、配付、回収及び集計を行うこと。

(5) 実績報告資料の作成（研修開催結果を取りまとめた書類）

3 その他

「令和7年度介護分野技能実習生等日本語研修事業業務仕様書」に記載されていない事項で、本業務の遂行に必要な事項については、委託者と受託者の協議により決定するものとする。